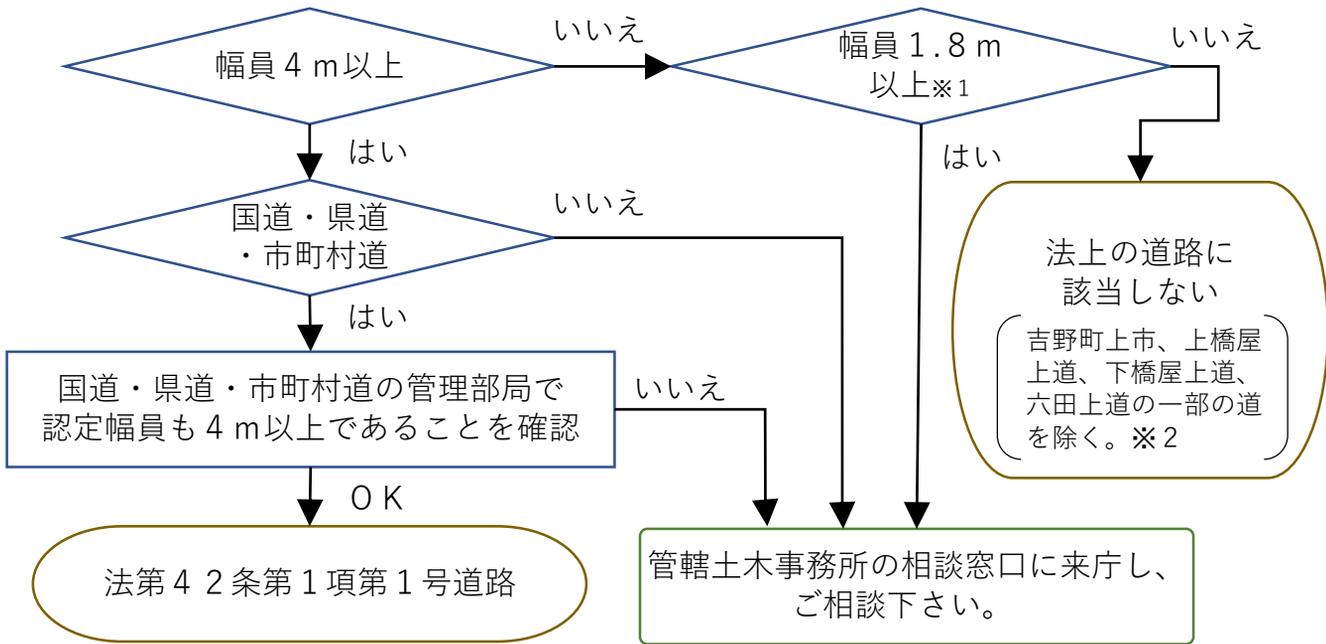


Q 1. 建築基準法（以下「法」という。）上の道路種別を教えてください。



※1 昭和37年12月28日 奈良県告示第327号
 ※2 昭和43年 2月 9日 奈良県告示第488号

Q 2. 道路種別の相談窓口はどこですか。

相談窓口は相談敷地のある市町村によって異なります。

相談敷地のある市町村	相談窓口
大和郡山市、天理市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	郡山土木事務所 建築課 Tel 0743-51-0209
大和高田市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	高田土木事務所 建築課 Tel 0745-44-3877
桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、下市町	中和土木事務所 建築課 Tel 0744-48-3079

※ 奈良市、橿原市、生駒市は、各市の建築基準法担当部局へご相談願います。